

○基本方針に基づき卸売市場ごとに定める遵守事項(その他の取引ルール)

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理由
1	(取扱品目) 第3条	<p>【改正】</p> <p>市場の取扱品目は、次のとおりとする。</p> <p>牛、豚、とくの枝肉</p> <p>2 枝肉に準ずるもの（輸入肉および部分肉）</p> <p>3 市場に上場する食肉の種別は、取締役会において、指定することができる。</p>	取扱品目の明確化のため
2	(開場の期日) 第4条	<p>【改正】</p> <p>市場は、日曜日、毎月の土曜日、および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。</p> <p>(1) 1月2, 3日および12月30、31日</p> <p>(2) 盆休（8月16日）</p> <p>(3) センター設立記念日</p> <p>2 開設者は、前項の規程にかかわらず、特に必要があると認めたときは、これを臨時に変更することができるものとし、この場合は5日前までに公示しなければならない。</p>	安定的な流通を確保するため 管理者の明確化のため
3	(開場の時間) 第5条	<p>【改正】</p> <p>開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の運営上必要があると認めたときは、これを臨時に変更することがある。</p> <p>午後1時10分から3時30分まで</p> <p>2 開場（取引の開始）の時刻は、口達をもって通知する。</p>	安定的な流通の確保のため
4	(せり人) 第8条	<p>【改正】</p> <p>卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、せり人として卸売業者の代表者が選考した者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者の代表者は、せり人名簿を作成し、せり人を明確にしておかなければならぬ。</p> <p>3 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。</p>	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理 由
5	(買参人の承認) 第9条	<p>【改正なし】</p> <p>卸売業者から卸売をうけようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第1項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 氏名、名称、商号、住所および略歴 (2) 法人の場合にあっては、資本または出資額および役員の氏名 (3) 卸売を受けようとする食肉の買受見込高 (4) その他必要な事項 	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
6	(承認をしない者) 第10条	<p>【改正】</p> <p>開設者は、次の各号の1に該当する者については、前項の承認をしないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 卸売の相手方として必要な知識および資力、信用を有しない者。 (2) 破産者で復権を得てない者。 (3) この規程に違反して処分され2年を経過しない者。 (4) 食肉販売業の営業許可証を有しない者。 (5) 次の各号のいずれかに該当する者（追加） <ul style="list-style-type: none"> ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者 エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者 オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者 	取引の秩序を維持するため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理 由
7	(名称変更の届出) 第 11 条	<p>【改正なし】</p> <p>第 9 条第 1 項の承認を受けた者（以下「買参人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名、名称、商号、または住所を変更したとき。</p> <p>(2) 買参人が死亡または解散したときは、当該買参人の相続人または清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。</p>	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
8	(買参人の承認の取消等) 第 12 条	<p>【改正なし】</p> <p>開設者は、買参人が第 10 条の規定に該当することになった場合は、その承認を取り消すものとする。</p> <p>2 開設者は、買参人が次の各号のいずれかに該当することになったときは、その市場における売買取引の全部または一部を制限することができる。</p> <p>(1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p> <p>(3) 保管の費用もしくは損失金の支払を怠ったとき。</p> <p>(4) 正当な理由がなく引き続き 3 ヶ月以上休業したとき。</p>	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
9	(買受代理人) 第 13 条	<p>【改正なし】</p> <p>買参人は、本人または代理人とする。ただし、代理人については別に定める。</p>	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
10	(保証金の納付) 第 14 条	<p>【改正なし】</p> <p>買参人は、承認の通知を受けた日から 10 日以内に、別に定める様式により契約書を添えて保証金を卸売業者に納付しなければならない。</p> <p>2 保証金の額は、買受代金によって生じる債務の総額を上回る額とする。</p> <p>3 買参人が卸売業者と売買基本契約を締結した場合は、当該契約に定める保証金の納付に関する条項を採用することができるものとする。</p>	公正公平な取引を維持するため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理由
11	(保証金の納付) 第 14 条	<p>【改正なし】</p> <p>買参人は、承認の通知を受けた日から 10 日以内に、別に定める様式により契約書を添えて保証金を卸売業者に納付しなければならない。</p> <p>2 保証金の額は、買受代金によって生じる債務の総額を上回る額とする。</p> <p>3 買参人が卸売業者と売買基本契約を締結した場合は、当該契約に定める保証金の納付に関する条項を採用することができるものとする。</p>	公正公平な取引を維持するため
12	(保証金の充当) 第 15 条	<p>【改正なし】</p> <p>買参人が、買受代金の支払を怠った場合は、その者の保証金をもってその支払にあてる。</p>	公正公平な取引を維持するため
13	(保証金の返還) 第 16 条	<p>【改正なし】</p> <p>保証金は受取人が資格を失った日から 30 日を経過した後でなければこれを返却しない。</p>	公正公平な取引を維持するため
14	(附属営業者の設置) 第 17 条	<p>【改正なし】</p> <p>開設者は、附属営業者として飲食業者 1 つを認めることができる。</p>	安定的な市場運営を確保するため
15	(許可申請) 第 18 条	<p>【改正なし】</p> <p>附属営業者の許可を得ようとするときは、別に定める申請書を開設者に提出しなければならない。</p>	安定的な市場運営を確保するため
16	(附属営業者の規制等) 第 19 条	<p>【改正なし】</p> <p>開設者は、附属営業者の適正な運営を確保するため、とくに必要があると認めるときは、附属営業者に対してその業務に関し必要な指示をることができる。</p>	安定的な市場運営を確保するため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理 由
17	(販売方法の変更) 第 21 条	<p>【改正なし】 卸売業者は、前条により販売方法を定めまたは変更しようとする場合は、次に掲げる事項をあらかじめ関係者に周知しなければならない。</p> <p>(1) 当該品目および販売方法 (2) 販売方法を定めまたは変更する理由</p>	安定的な市場運営を確保するため
18	(売買取引の単位) 第 22 条	<p>【改正】 売買取引の単位は、キログラム単位による重量とする。</p> <p>2 大動物（牛）は半丸以上をもって取引を行う。 3 小動物（豚）は、一頭を基準とする。 ただし、都合により二頭以上をもって取引を行うことができる。</p>	公正公平な取引を維持するため
19	(秘密取引の禁止および売買呼値の符号) 第 23 条	<p>【改正なし】 卸売の売買取引は、秘密の方法によって行つてはならない。</p> <p>2 卸売の売買呼値は金額による。ただし、取引の慣行があるときは、その符号を用いることができる。</p>	公正公平な取引を維持するため
20	(指値のある受託物品) 第 24 条	<p>【改正なし】 卸売業者は、受託物品に指値のある場合は、販売前にその旨を指示しなければならない。</p>	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
21	(せり賣の方法) 第 25 条	<p>【改正なし】 卸売のためのせり賣は、電光セリ機により、その販売物品の品名、等級、重量その他必要な事項を表示した後開始する。</p> <p>2 せり落としは、買參人番号を表示する押しボタンによりセリ上げ、最高申込価格（消費税を除く。以下同じ。）をつけた者をせり落とし人として決定する。ただし、最高価格がさし値に達しないときは、この限りでない。</p> <p>3 電光掲示板に決定指示が点灯しない場合は、再せりにより決定することができる。</p> <p>4 せり人は、せり落とし人を決定したときは、そのせり落とし人の買參人番号を呼び上げ確認しなければならない。</p> <p>5 電光セリ機が、故障その他の事由により使用不能となった場合、せり人は、前各項に準じて口頭によるせりを行ふことができるものとする。</p>	公正公平な取引を維持するため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理 由
22	(異議申立) 第 26 条	【改正】 せり売りに参加した者が、そのせり落としについて、異議があるときは、直ちにこれを申し立てることができる。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
23	(枝肉または部分肉の格付) 第 28 条	【改正なし】 卸売業者は、原則として社団法人日本食肉格付協会枝肉取引規格により格付された食肉を卸売するものとする。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
24	(自己の計算による卸売の禁止) 第 29 条	卸売業者は、市場における卸売業務について、自己の計算において卸売をしてはならない。	公正公平な取引を維持するため
25	(卸売の相手方の制限) 第 30 条	【改正なし】 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買参人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、買参人の買付を不当に制限する事とならないときは、この限りでない。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
26	(手数料以外の報酬収受の禁止) 第 31 条	【改正】 卸売業者は、市場における卸売のため販売の委託の引受について、その委託者から第 45 条で定める委託手数料以外の報酬を受けてはならない。ただし、第 25 条により不落になつた場合及び条件付受託の場合の委託手数料以外の精算時に生じた損益は、卸売業者に帰属するものとする。	公正公平な取引を維持するため
27	(受託契約約款) 第 33 条	【改正なし】 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受について、受託契約約款を定めることができる。 2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
28	(販売前における受託物品の検収) 第 34 条	【改正なし】 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確實に行い、受託物品の種類、数量等について異状を認めたときは、その結果を仕切書に付記しなければならない。	安定的な流通の確保のため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理由
29	(物品取引の下見) 第35条	【改正なし】 市場における卸売のための売買取引は、買參人に現品の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
30	(卸売物品の取引) 第36条	【改正なし】 買參人は、卸売業者から卸売を受けた物品をすみやかに引取らなければならない。 2 卸売業者は、正当な理由がなく買參人が引取を怠ったと認められたときは、買參人の費用でその物品を保管したまは催告しないで他の者に卸売をすることができる。 3 卸売業者は、前項後段の規程により、他の者と卸売をした場合において、その卸売価格が第1項の買參人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買參人に請求することができる。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
31	(売買取引の制限) 第37条	【改正】 せり売りによる卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者はその売買を差し止めまたはせり直しを指示することができる。 (1) 談合その他不正な行為があると認めたとき。 (2) 不正な値段を生じたとき、または生じるおそれがあると認めたとき。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
32	(衛生上有害物品の売買禁止) 第38条	【改正なし】 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることのないよう努めるものとする。 2 衛生上有害な物品は、市場において販売したまは販売の目的をもって所持してはならない。 3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止めまたは撤去を指示することができる。	市場内の安全確保のため
33	(違約金) 第41条	【改正】 第40条(2) 金決済期限を経過した場合は、その超過日数1日につき、30日以内は日歩3.5銭、30日を超えた分は日歩6銭の違約金を徴収する。ただし、卸売業者が事情止むを得ないと認めた場合は減免することがある。	公正公平な取引を維持するため
34	(取引の停止) 第42条	【改正】 第40条(2) および第41条について不履行の場合は、その該当者に対し、売買取引を停止するものとする。ただし、卸売業者が事情止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。	公正公平な取引を維持するため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理由
35	(約束手形の支払場所) 第43条	【改正】 第40条に規定する決済の種類が約束手形の場合、支払場所は卸売業者と協議の上これを決定するものとする。	公正公平な取引を維持するため
36	(委託手数料の控除) 第44条	【改正なし】 受託物品の売買を完了したときは、その売買仕切金より所定の委託手数料、諸掛けを差し引いた額を受託者に送付するものとする。	公正公平な取引を維持するため
37	(委託手数料の率) 第45条	【改正なし】 卸売業者が、市場における委託者から收受する委託手数料は、卸売金額（消費税を含む。）の100分の3.5以内において、別に定める定率を乗じて得た金額とする。	公正公平な取引を維持するため
38	(出荷奨励金の交付) 第46条	【改正なし】 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保をはかるため、該当卸売金額に対し、1,000分の11以内において、出荷者に対し出荷奨励金（消費税を含む。）を交付することができる。 2 この出荷奨励金の交付については、別に定める。	取扱品目の安定的供給の確保のため
39	(卸売代金の変更の禁止) 第47条	【改正なし】 卸売業者は、卸売した物品の卸売代金については、正当な理由があると認めたときでなければこれを変更してはならない。	公正公平な取引を維持するため
40	(冷蔵保管) 第48条	【改正なし】 卸売業者は、物品の冷蔵保管を委託されたときは、受託物について、責任を負うものとする。ただし、天災、その他不可抗力による場合はこの限りではない。 2 卸売業者は、開設者の許可を得て「市場外保管場所」を設置することができる。ただし、県外に設置する場合には、開設者は県に報告するものとする。	取扱品目の品質管理を図るため
41	(立入禁止等) 第49条	【改正なし】 物品の冷蔵保管を委託した者（以下「委託者」という）は、卸売業者の許可を得ないで、冷蔵庫へ立入取引、下見または搬出入等を行ってはならない。	市場内の安全確保のため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理由
42	(必要な措置) 第 50 条	【改正なし】 卸売業者は、必要があると認めたときは、冷蔵保管中の受託物について委託者に搬出その他必要な措置を求めることができる。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
43	(管理規則) 第 51 条	【改正なし】 物品の冷蔵保管料および物品の冷蔵保管、管理規則等については、別にこれを定める。	公正公平な取引を維持するため
44	(設備の利用指定) 第 52 条	【改正なし】 卸売業者及び附属営業人が利用する市場施設（開設者が所有する市場内の建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他利用条件は、開設者が指定する。 2 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めたときは、前項に規定する者以外の者に対して、市場設備の利用を許可することができる。 3 第 1 項の指定又は第 2 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は利用開始の日から起算して 1 ヶ月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた者については、この限りでない。 4 前項の保証金の額は利用料年額の 12 分の 3 とする。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
45	(用途変更、転貸等の禁止) 第 53 条	【改正なし】 利用者は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、開設者の承諾を受けた場合はこの限りでない。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
46	(現状変更の禁止) 第 54 条	【改正なし】 利用者は、開設者の承認を受けて市場設備に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
47	(返還) 第 55 条	【改正なし】 利用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消その他の理由により市場施設の利用資格が消滅したときは、相続人、決算人、代理人又は本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理由
48	(指定又は許可の取消その他の規制) 第 56 条	【改正なし】 開設者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し利用の指定若しくは一部を取消、又は利用の制限若しくは停止その他の必要な措置をさせることができる。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
49	(利用料等) 第 57 条	【改正なし】 市場利用料（消費税額を含む。以下同じ。）は、年単位で徴収するものとし、その額は別表の金額とする。 2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で開設者の指定するものは、利用者の負担とする。	公正公平な取引を維持するため
50	(報告等) 第 58 条	【改正なし】 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、取引参加者に対し、その業務もしくは財産に関し、報告もしくは資料の提出を求めることができる。 2 前項に基づき市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めたときは、それぞれ当該人に対しその業務または会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため
51	(完納奨励金の交付) 第 59 条	【改正なし】 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、当該卸売金額の 1,000 分の 1 以内において、買參人に対して完納奨励金（消費税額を含む。）を交付することができる。 2 この完納奨励金の交付については、別に定める。	公正公平な取引を維持するため
52	(市場秩序の保持等) 第 60 条	【改正なし】 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱したまは公共の利益を害するような行為を行ってはならない。 2 開設者は、市場秩序の保持または公共の利益をはかるために必要があると認めたときは、市場入場者に対し、適当な措置または入場の制限をすることができる。	取引の専門性を考慮し、取引の秩序を維持するため

	見出し・条項	山梨食肉地方卸売市場業務規程	理 由
53	(物品の品質管理の方法) 第 61 条	<p>【改正なし】</p> <p>卸売業者は、物品の品質管理の責任者を定め、その者の氏名を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、物品の品質管理の方法に係る次の事項をさだめなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 荷受け段階の物品の品質管理に関すること。 (2) 市場内での物品の取扱に関すること。 (3) 市場内での衛生的な利用に関すること。 (4) 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。 (5) その他物品の品質管理の徹底に関すること。 <p>3 買参人及び市場関係者は、前項の規定により定められた物品の品質管理に関する事項に従わなければならない。</p>	取扱品目の品質管理を図るため